

6 . 放射線防護資機材、物資、 燃料備蓄・供給体制

PAZ圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 福井県及び京都府はPAZ圏の関係市町のほか、PAZ圏内の住民搬送を担うバス会社やタクシー会社等の運転手、医療機関・教育機関・放射線防護対策施設の施設管理者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。併せて、関係者向けパンフレットを整備中。



バス・タクシー会社
運転手向けに備蓄を実施中

医療機関・社会福祉施設
(福井県内3施設、京都府内4施設)
施設管理者、避難誘導者向けに備蓄を実施中

小中学校・保育所
(福井県内8施設)
施設管理者、避難誘導者向けに備蓄を実施中

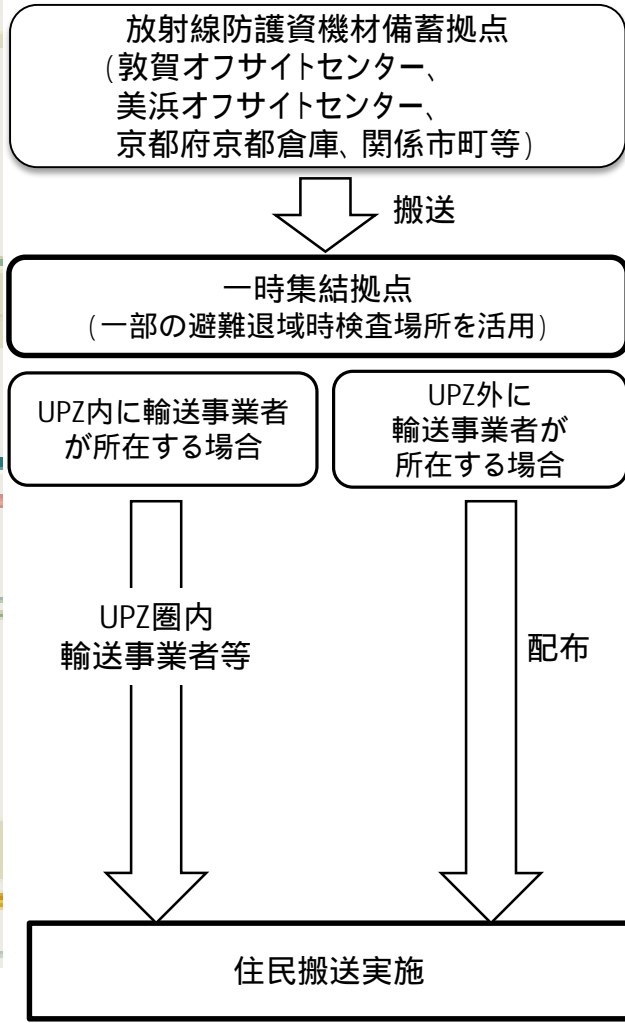
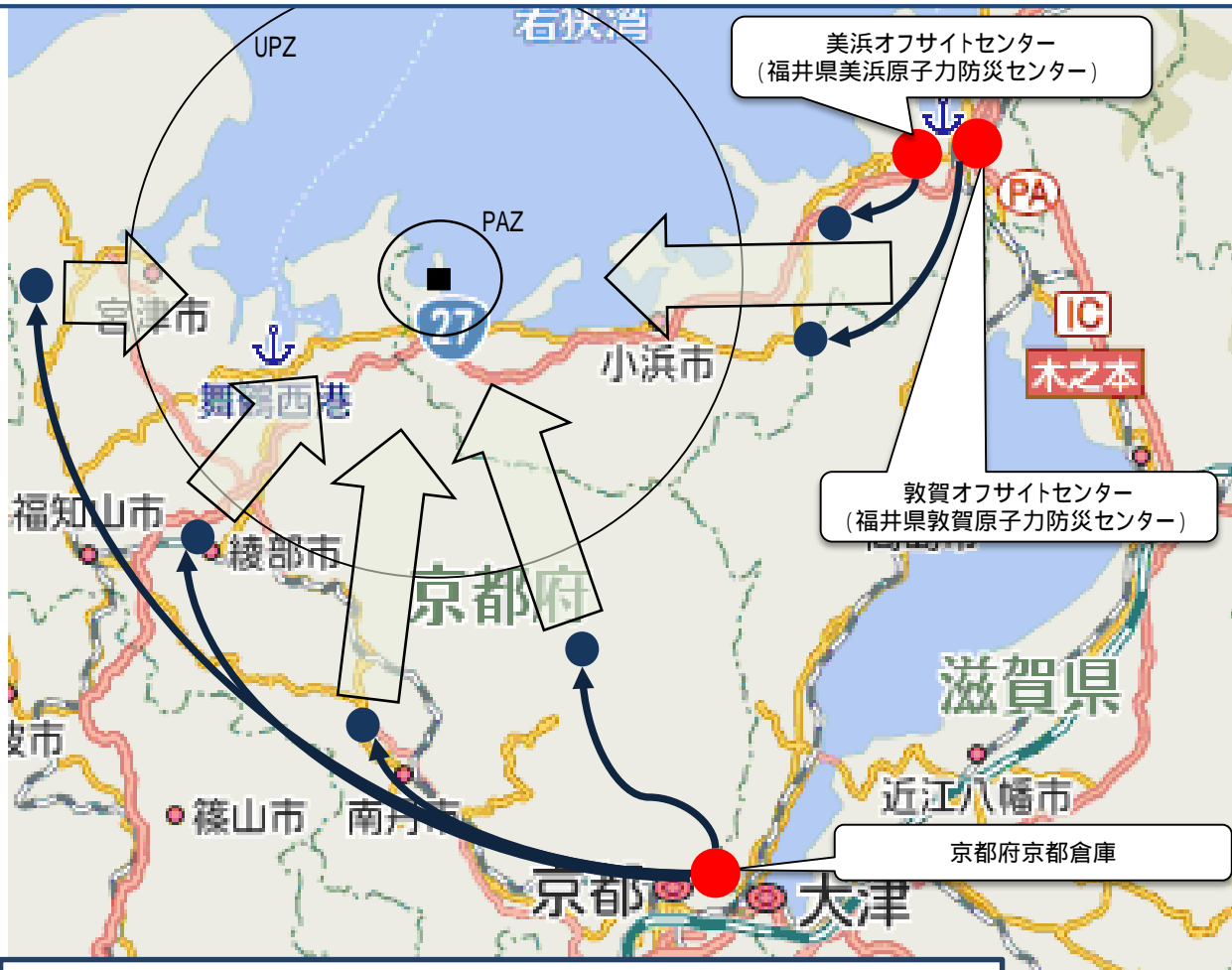
放射線防護対策施設
(福井県内2施設、京都府内1施設)
施設管理者、避難誘導者向けに備蓄を実施中

備蓄拠点	対象施設数 (福井県)	対象施設数 (京都府)
高浜町役場、舞鶴市役所	1	1
医療機関・社会福祉施設	3	4
小中学校・保育所	8	対象施設なし
放射線防護対策施設()	2	1
合計	14	6

() 医療機関、社会福祉施設を除く

UPZ圏内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ圏内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点(一部の避難退域時検査場所を活用)で原則放射線防護資機材を配布。(UPZ圏内の輸送事業者等には個別に配布)
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



(凡例)
● : 放射線防護資機材備蓄拠点
● : 一時集結拠点

原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」の内容を充実させて再締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク



タイベックスーツ

福井県及び京都府の関係市町における行政備蓄

- 緊急時に備え、関係市町及び府県では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態となった場合、府県が調整を行い、それぞれの府県内の全市町村より備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。
- 放射線防護対策施設においては、900名がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備中。

避難元市町の生活物資の備蓄状況

	福井県関係市町					京都府関係市町							
	福井県	たかはまちょう 高浜町	ちよう おおい町	わかさ ちょう 若狭町	お ば ま し 小浜市	京都府	まいづる し 舞鶴市	ふくち や ま し 福知山市	あやべ し 綾部市	みやづ し 宮津市	なんたんし 南丹市	きょうたんばちょう 京丹波町	いねちょう 伊根町
食料品 (食)	23,520	1,400	2,755	3,990	9,196	148,862	9,978	6,354	3,240	4,000	6,350	9,930	1,157
飲料水 (リットル)	—	100,300	4,872	389	2,556	—	2,768	1,635	4,740	432	7,800	7,560	1,116
簡易トイレ (基)	96	9	—	33	33	1,400	10	2	49	26	10	35	8
毛布 (枚)	8,600	720	576	925	1,980	12,031	3,245	6,200	2,346	3,800	780	490	300

上記物資備蓄数は概数。また、上記の他に、関係市町では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

2 上記の数量はH26.4.1時点

3 原子力事業者についても300名×4日分の食料及び生活物資を備蓄する。

○ 関係市町及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、福井県及び京都府は、「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

[福井県]

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	福井県米穀(株)、福井県生活協同組合、福井県経済農業協同組合連合会、福井県地方卸売市場協議会、(一財)福井市中央卸売市場協会、(株)パロー、(有)南部酒造場、(株)ハビース、(株)若狭瓜割、福井市、池田町、高浜町、北陸コカ・コーラボトリング(株)、サントリーフーズ(株)、キリンビバレッジ(株)北陸支社、(株)ローソ、(株)ファミリーマート
災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	福井県石油業協同組合、(一社)福井県エルピーガス協会
災害時等における緊急・救援輸送に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資、人員等輸送	(一社)福井県トラック協会

[京都府]

協定の種類	内容	締結民間企業等
災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定	災害時における応急対策物資供給等	府JA中央会、府生協連、イズミヤ、イオンリテール、西友、ダイエー、大丸京都店、高島屋京都店、藤井大丸、JR伊勢丹、NPO法人コメリ災害対策センター、(株)ローソン、(株)ファミリーマート、(株)サークルKサンクス、コカ・コーラウエスト(株)、ガイドドリンコ(株)西日本営業部、サントリーフーズ(株)近畿支社、京都パン協同組合、全日本パン協同組合連合会近畿東海北陸ブロック、(株)ケーヨー、「5日で5000枚の約束。プロジェクト」実行委員会、(一社)京都府LPガス協会
災害等緊急時における貨物自動車輸送の応援に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(一社)京都府トラック協会
災害時の支援活動等における相互協力に関する協定	災害時における緊急通行車両への優先給油及び被災者や帰宅困難者への情報提供等	京都府石油商業組合

- 高浜町のPAZ圏内からの避難住民約8,200人の受入れ時には、福井県及び高浜町と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、福井県、敦賀オフサイトセンター、日本赤十字社福井支部に備蓄された物資（食料等の生活用品）等を、福井県トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 福井県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、福井県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

日本赤十字社福井県支部備蓄

- ・毛布：4,238枚
 - ・緊急セット（携帯ラジオ、懐中電灯等）：2,851個
 - ・安眠セット（マット・枕等）：481個
- 等

敦賀オフサイトセンター備蓄

- ・食料：6,960食
 - ・毛布：4,300枚
 - ・大人用紙おむつ：680枚
- 等

敦賀市備蓄

- ・食料：22,185食
 - ・毛布：5,773枚
 - ・飲料水：85,902リットル
 - ・トイレ：720個
- 等

PAZ住民避難先 （県内避難の場合）

	避難先施設
内浦地区	敦賀市立松陵中学校 敦賀市立少年自然の家
青郷地区	敦賀市立看護大学 敦賀市立栗野南小学校
内浦地区の一部	敦賀市立体育館 敦賀市立松原小学校 敦賀市立松陵中学校
高浜地区	敦賀市立中央小学校 愛発公民館 敦賀気比高等学校 昭英高等学校 敦賀市立角鹿中学校 敦賀市中郷体育館 敦賀工業高等学校

	協定の種類	内容
福井県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定 ほか2協定	災害発生時における応急生活物資等の供給
高浜町	災害時における物資供給に関する協定	災害発生時における応急生活物資等の供給

避難元自治体による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他高浜町が指定する物資

舞鶴市からのPAZ圏内避難時（府内避難）の物資備蓄・供給体制

- 舞鶴市のPAZ圏内からの避難住民約650人の受入れ時には、京都府及び舞鶴市と災害時協定を締結している指定業者等からの流通備蓄と受入先自治体による備蓄のほか、京都府等に備蓄された物資（毛布等の生活用品）等を、京都府トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 京都府及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、京都府から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。

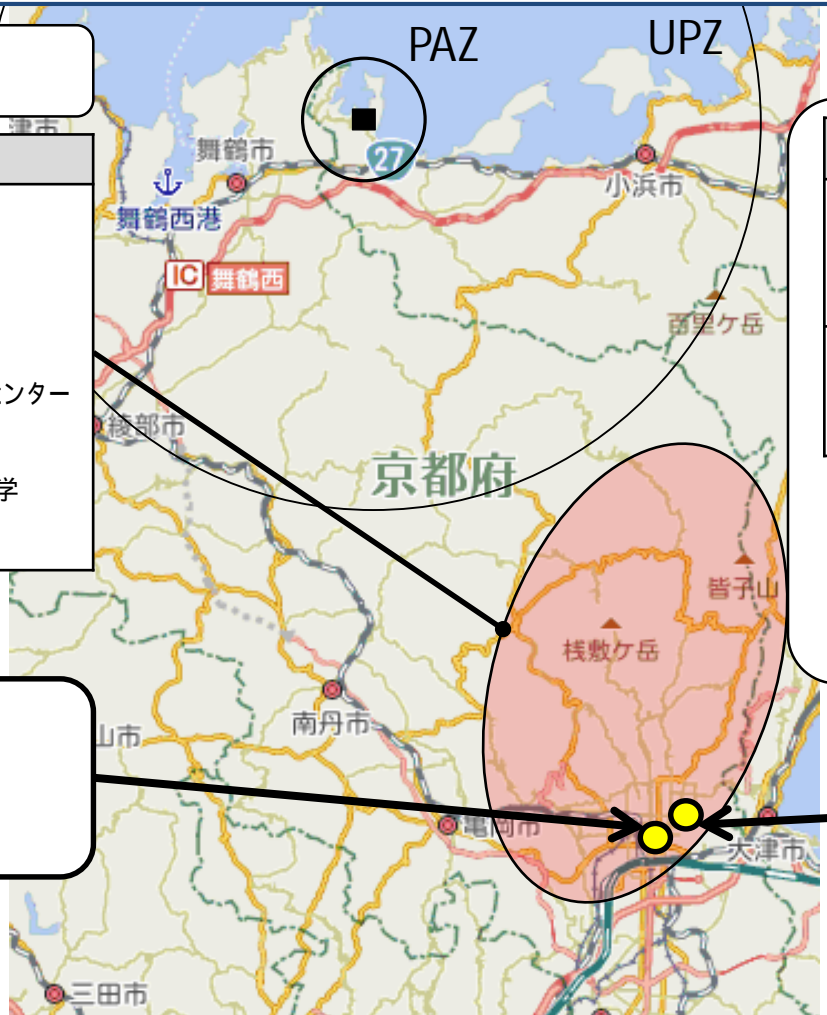
PAZ住民避難先
（府内避難の場合）

避難施設	
京都市 東山区	元有濟小学校
	元新道小学校
	元清水小学校
	元白川(元栗田)小学校
	元月輪小学校
	元今熊野小学校
	京都市東山青少年活動センター
	東山地域体育館
	陶工高等技術専門学校
	京都華頂大学・同短期大学
日吉ヶ丘高等学校	
華頂女子高等学校	

京都市備蓄

- ・食料等：294,100食
- ・毛布：74,278枚
- ・飲料水：75000リットル
- ・トイレ：2,236基

等



	協定の種類	内容
京都府	災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定 ほか2協定	災害時における 応急対策物資供給等
舞鶴市	災害時における物資の供給応援に関する協定 ほか3協定	災害時における 応急生活物資等の供給

避難元自治体による流通備蓄

- ・食料品、飲料水、日用品、衣料品
- ・その他舞鶴市が指定する物資

京都府京都倉庫備蓄

- ・食料：26,294食
- ・毛布：4,082枚
- ・子ども用おむつ：13,020枚
- ・簡易トイレ：668セット

等

() 物資備蓄数は概数

まいづるし
舞鶴市からのPAZ圏内避難時（府外避難）の物資備蓄・供給体制

- ^{まいづるし}舞鶴市のPAZ圏内からの避難住民約650人の受入れ時には、神戸市の支援のほか、京都府の調達した物資、日本赤十字社兵庫県支部に備蓄された物資（毛布等の生活用品）等を、京都府トラック協会等の協力を得て、避難施設に搬送する。
- 広域避難の際の避難所の運営に必要な物資については、避難元・避難先が協力して確保をする。また、原子力事故による単独災害時には、物資の流通網は健全なことが想定されるため、避難先の民間事業者等から食料品をはじめ生活用品等の調達を積極的に行う。
- 物資が不足する場合には、京都府から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



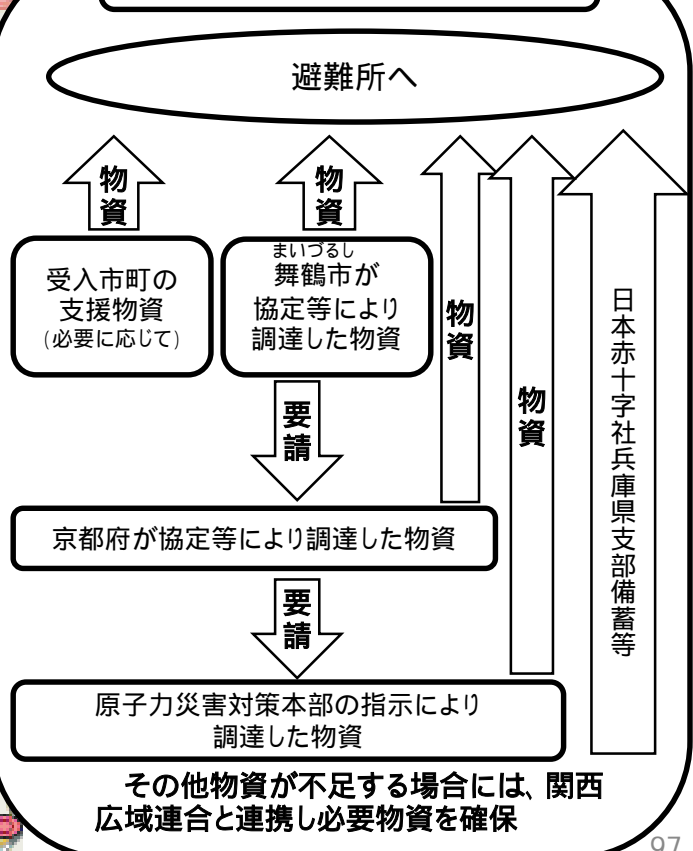
PAZ住民避難先
(府外避難の場合)

避難施設	
兵庫県 神戸市	田園スポーツ公園 他1施設

- 日本赤十字社兵庫県支部備蓄
- ・毛布: 5,358枚
 - ・緊急セット(携帯ラジオ、懐中電灯等): 2,735セット
 - ・安眠セット(マット・枕等): 465個 等

()物資備蓄数は概数

避難先における物資確保の流れ



物資集積拠点・一時集結拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、国からの物資を集積する物資集積拠点を設定。物資集積拠点で、地域のコース等を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先や一時集結拠点に輸送。
- 一時集結拠点では、物資集積拠点から搬送された物資をもとに、地域住民の状況を踏まえて物資を供給。あわせて、地域住民のコース等を踏まえた物資供給に関する各種要請を行う。
- 物資集積拠点・一時集結拠点は、防災業務関係者への災害関係情報の提供拠点としても活用。



物資集積拠点

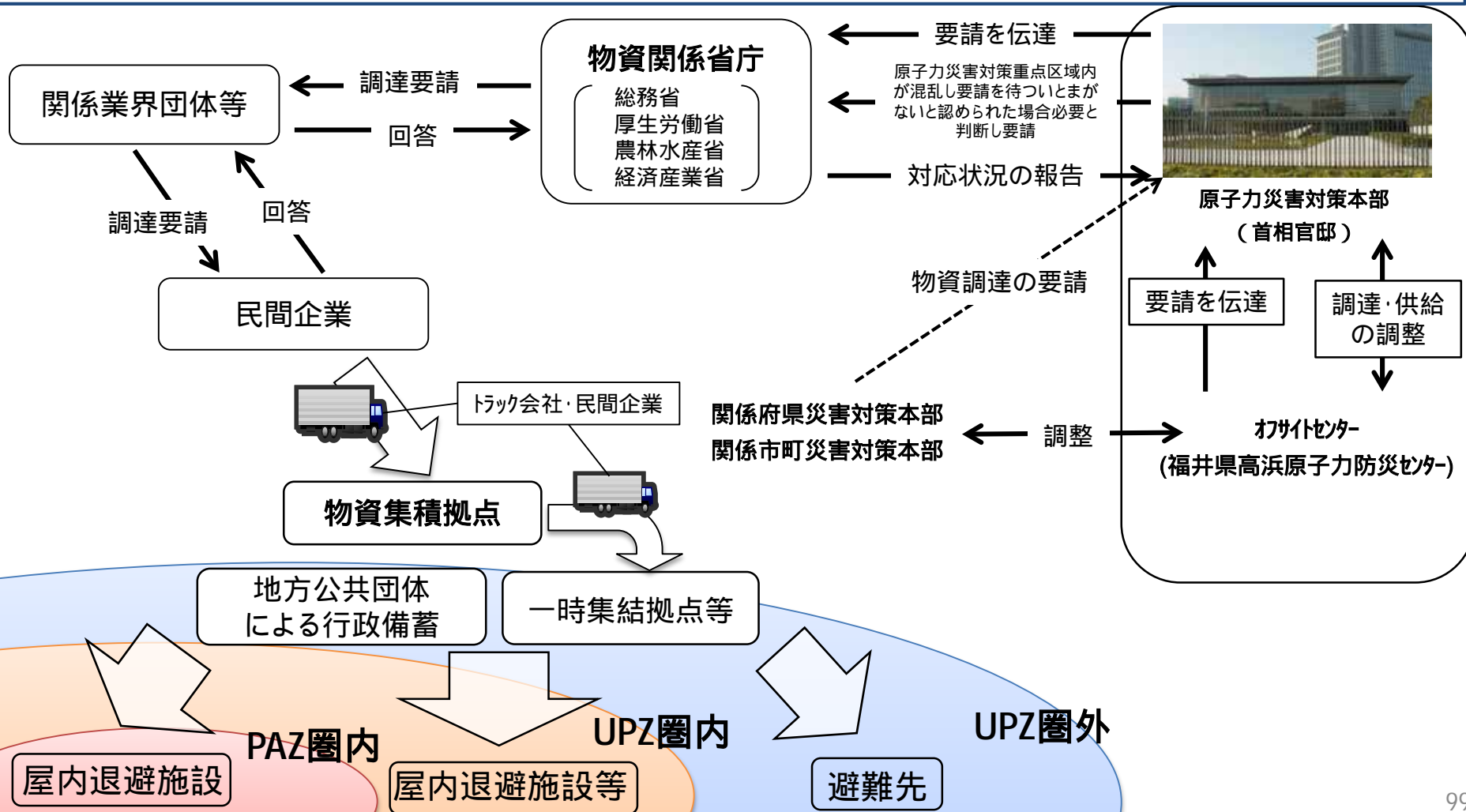
- (福井空港、丹波自然運動公園、三木総合防災公園、徳島県立防災センター)
- ・避難・屋内退避住民に対する政府の供給食料・物資の集積
 - ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
 - ・オフサイト対応で必要となる放射線防護資機材
 - ・追加で必要となる緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材
 - ・避難住民への食糧・物資の供給
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

一時集結拠点

- (原子力災害対策重点区域外の3拠点)
- ・屋内退避住民への食糧
 - ・物資の供給
 - ・緊急時モニタリング資機材及び放射線防護資機材の供給
 - ・地域住民のコース等を踏まえた物資供給に関する各種要請
 - ・原子力災害対策重点地域への入域に必要な情報提供等
 - ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)等

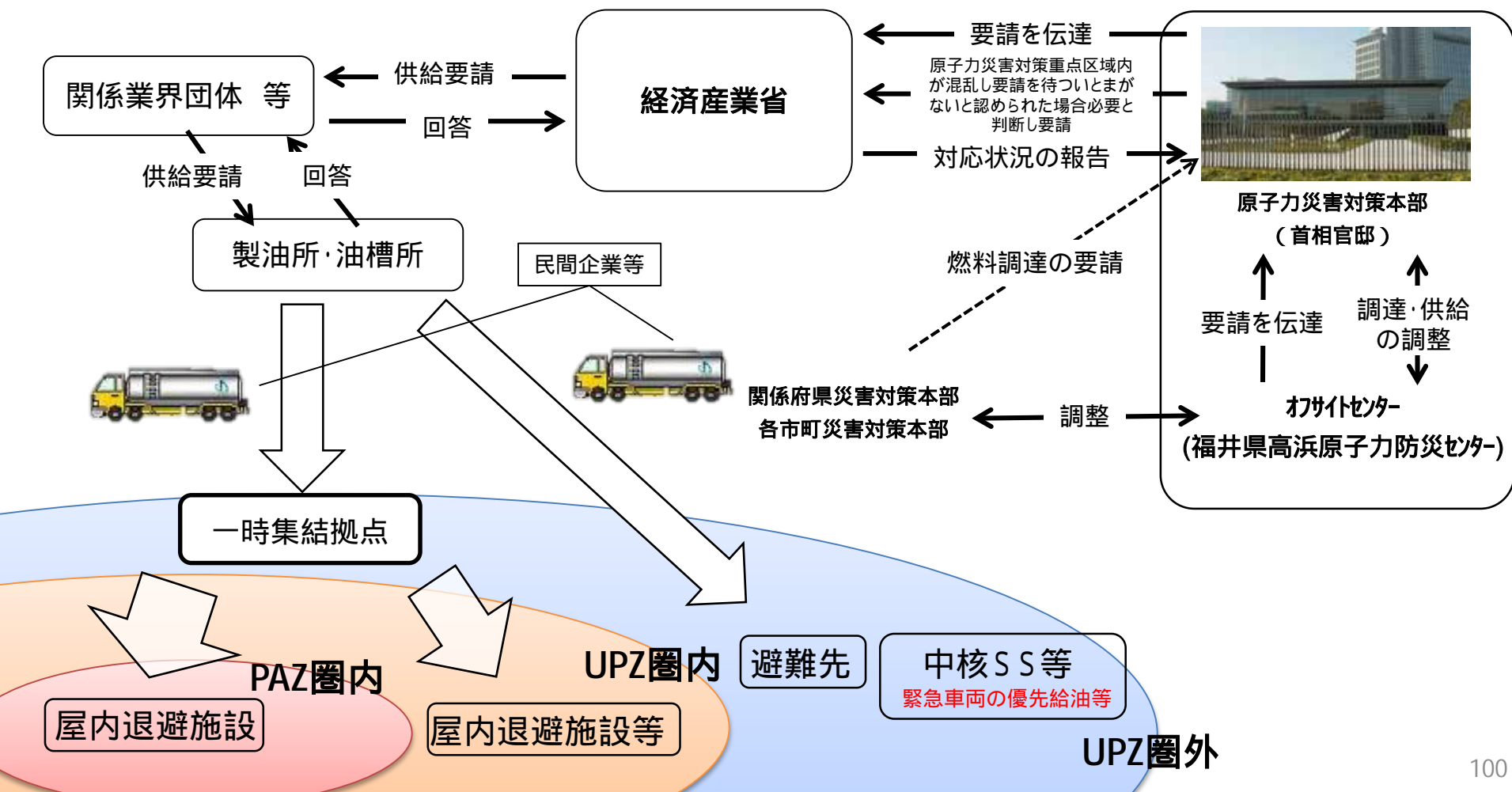
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、関係府県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、または要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 関係府県及び関係市町が備蓄している燃料が不足する場合、関係府県及び関係市町から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、または原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、または要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



○ 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料等の生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

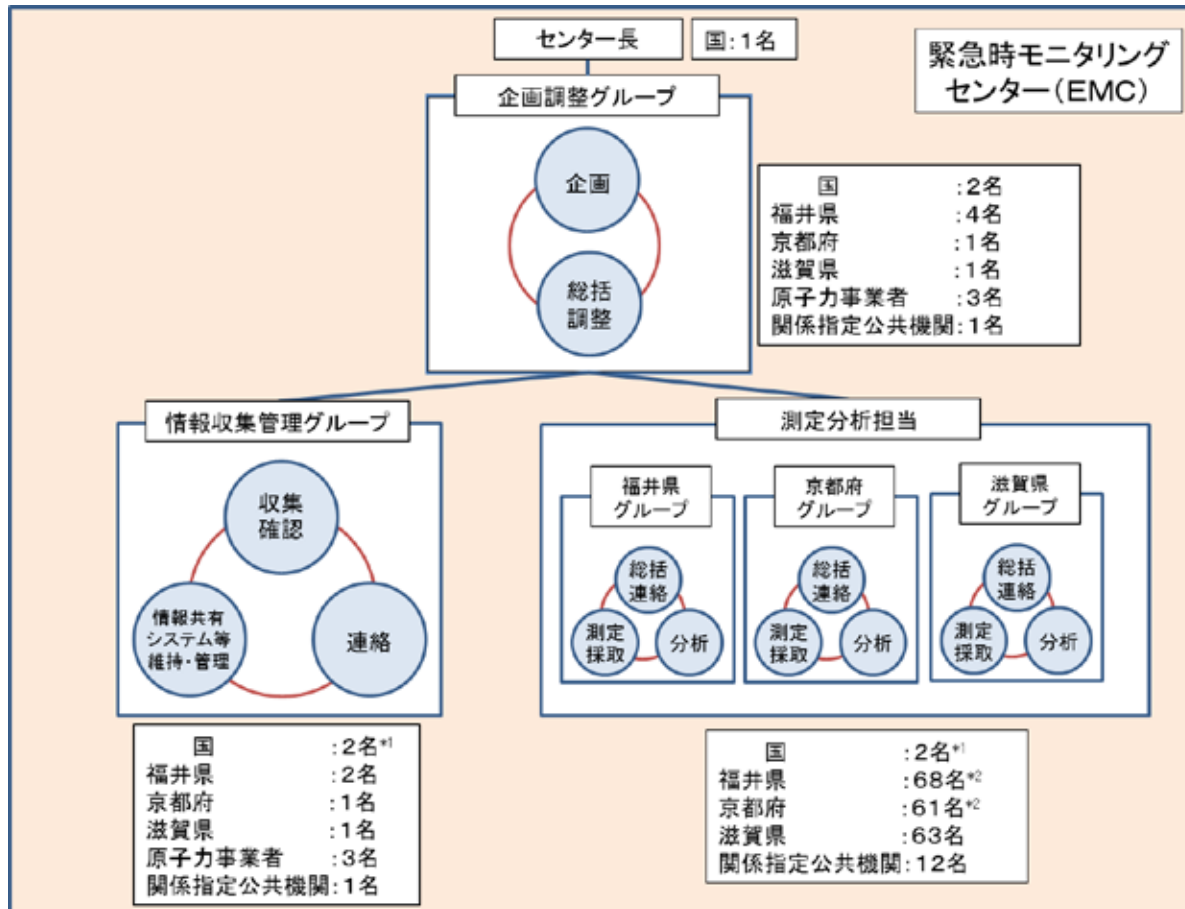
物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会等
食料等	農林水産省	パン、即席めん類、おにぎり、缶詰等	各種食品産業関係団体等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレペーパー、毛布等	什器・備品レンタル協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)等
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資	
通信機器	総務省	貸出用災害対策用移動通信機器(衛星携帯電話、MCA端末、簡易無線機)を備蓄	

物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、p.99の体制に基づき実施。

7. 緊急時にタスクの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンター（EMC）の体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを高浜オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの府県に拠点を設置する。
- 大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所に2名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

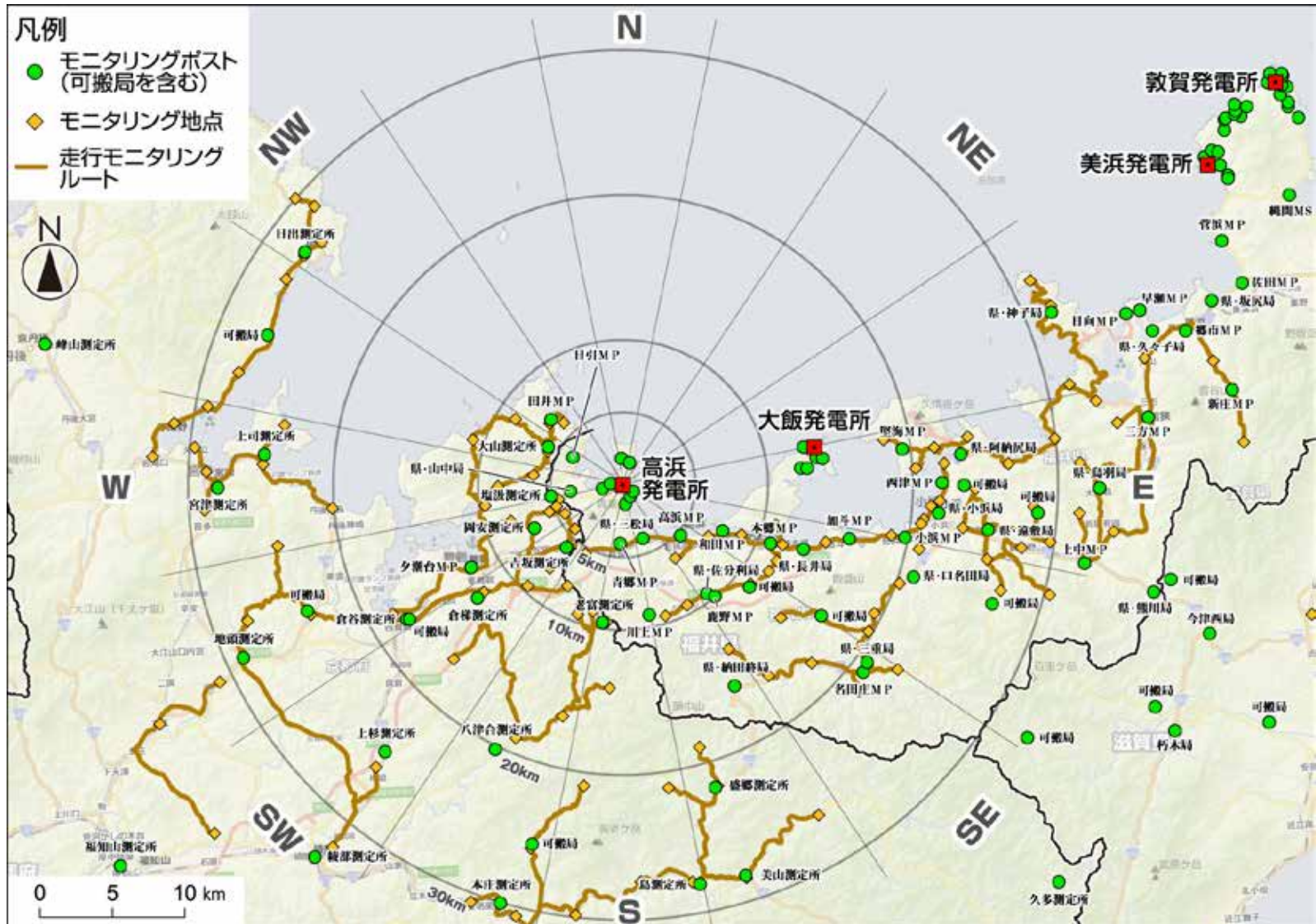
測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

*1 国から委託を受けた民間の機関含む

*2 原子力事業者を含む

- 高浜発電所の周辺地域では、発電所を取り囲むように半径30km圏内(福井県内:39局、京都府内:16局)の測定局を用いて24時間監視を行っている。
- 今後測定機器を追加的に整備し、モニタリング体制の更なる充実を図る。



○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(福井県:55局(水準調査用11局を含む。)、電力事業者:60局)で、福井県域の放射線量等を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(22台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト【115局】



可搬型モニタリングポスト【22台】



ガンマ線核種分析ラボ車【2台】
(高性能モニタリングカー)



モニタリングカー【6台】



資機材例【10台】
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(京都府:29局(水準調査用9局を含む。)、電力事業者:2局)で、京都府域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(5台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー等を配備



モニタリングポスト 【31台】



モニタリングカー 【3台】
(走行サーベイ車)



モニタリングカー 【1台】



可搬型モニタリングポスト 【5台】
(太陽光パネル+バッテリー付)

○ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(15局(水準調査用9局を含む。))で、滋賀県域の放射線量を測定
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備えるとともに、モニタリングポストの設置数を補完するため、可搬型モニタリングポスト(12台)を配備

○ モニタリングカー

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカーを配備



モニタリングポスト 【15台】



可搬型モニタリングポスト 【12台】



モニタリングカー 【2台】



資機材例 【4台】
(可搬型ダストヨウ素サンプラー)

- 福井県、京都府、滋賀県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

福井県緊急時モニタリング計画

平成26年8月
福井県

京都府緊急時モニタリング計画

平成26年6月
京都府

滋賀県緊急時モニタリング計画

平成26年3月
滋賀県

参照の上、策定及び改定

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

< 実施項目 >

例)

モニタリングの継続
固定局モニタリングポストの測定間隔の変更
必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
モニタリングカーによる測定の実施
ヨウ素サンプラーの設置・測定
飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

< 実施主体 >

例)

緊急時モニタリングセンター(測定分析担当) 等

< 情報共有 / 報告の体制 >

< 注意事項 >

等

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧
地図及び観測局等の地点図

等

< 緊急時モニタリング計画 >

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

< 概要 >

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
 (平成26年度調査による。福井県・京都府・滋賀県・関西電力を除く。)

	可搬型モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	35	10
道府県	217	20
原子力事業者	44	29
関係指定公共機関	21	5

各資機材については保有数を記載。

高浜地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

○ 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に高浜地域では既設モニタリングポストの値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。福井県、滋賀県では、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されている。また、京都府では非常用発電機等設置箇所は11か所、未設置3か所については移設を計画しており、今後移設に合わせて非常用電源を整備予定。なお、福井県、京都府、滋賀県ともに、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

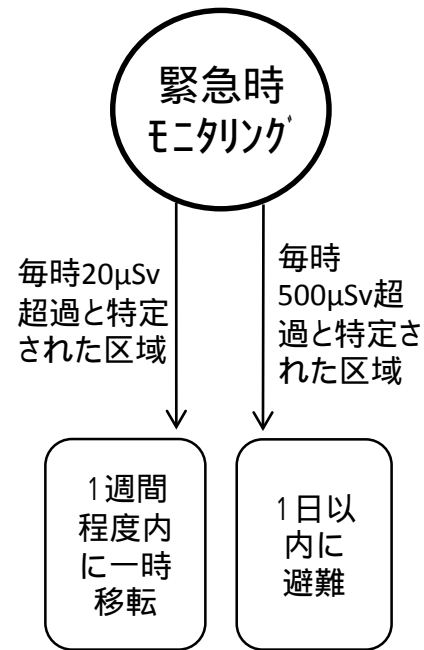
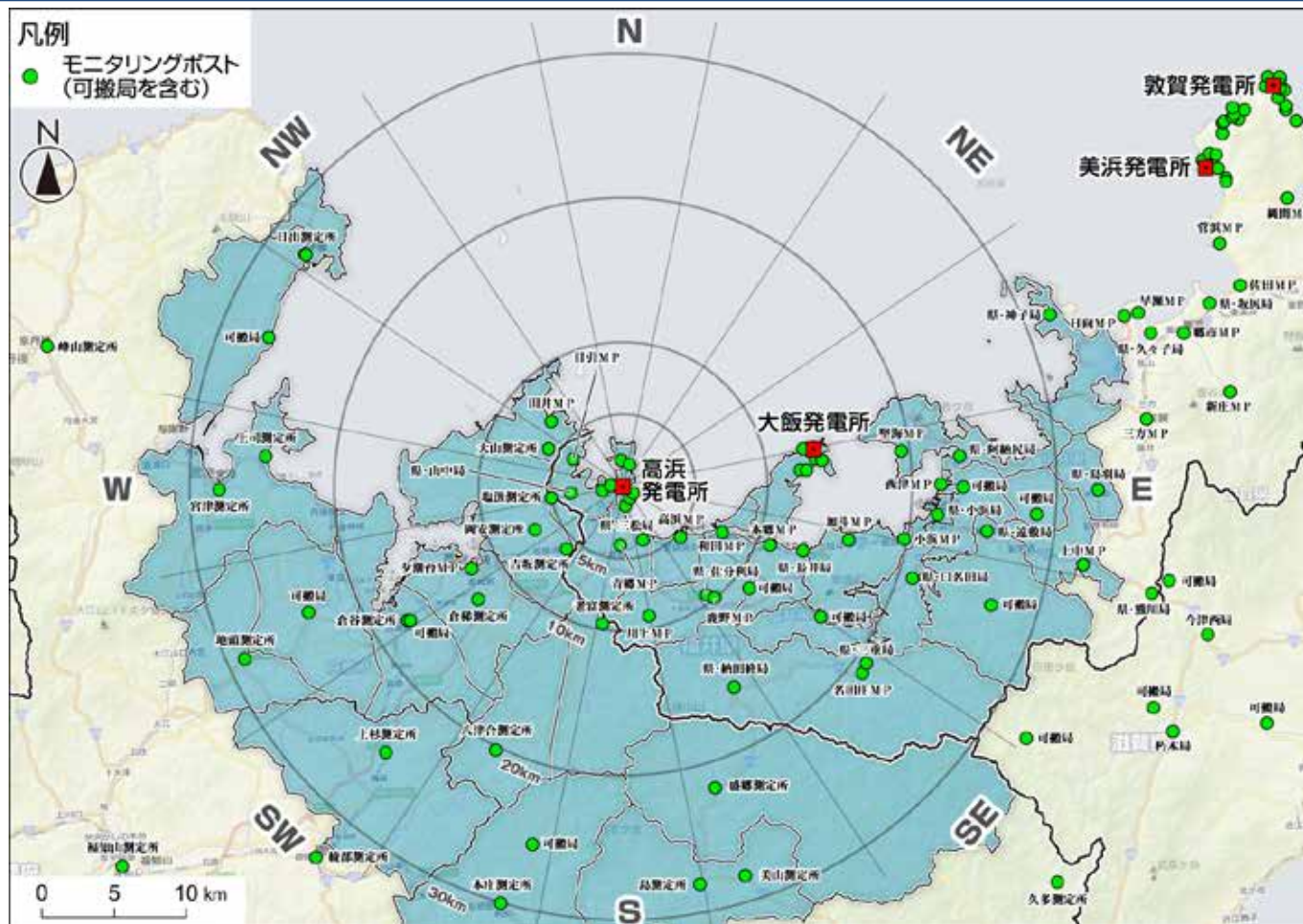


図 高浜地域における緊急時モニタリング体制と一時移転等の実施単位

- モニタリングポスト
 - ・モニタリングポスト等(計6台)で、周辺監視区域境界付近の放射線量等を測定
 - 電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(6台)
- 可搬型モニタリングポスト
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型モニタリングポストを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(モニタリングポスト等の代替用6台を含む8台)の放射線量を測定
- モニタリングカー
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(2台)を配備
- 可搬型放射線計測装置
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じて可搬型モニタリングポスト等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



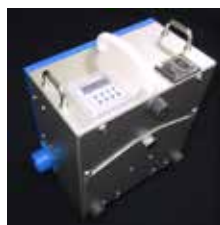
モニタリングポスト【6台】



可搬型モニタリングポスト【8台】
(衛星系回線による通信機能付)



モニタリングカー【2台】



可搬式ダストサンプラ



ZnSシンチレーション
サーベイメータ



線サーベイメータ



(サーベイメータ類)

主な可搬型放射線計測装置の例

モニタ車に搭載する可搬型測定機材の例

8. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県及び京都府では、PAZ圏内住民を対象に昨年より説明会を実施。今後も説明会を実施し、配布を行う。
- 京都府ではPAZ圏に準じた避難を行う地域(大山地区、田井地区、成生地区、野原地区)についても、説明会を実施し、安定ヨウ素剤の事前配布を行っている。



地区		住民数 (人) (3歳以上の 住民を対象)	配布者数 (人)
福井県	うちら 内浦 せいきょう 青郷 たかはま 高浜	7,869	6,186
	まつお 松尾 すぎやま 杉山	67	59
京都府	<PAZ圏に準じた避難を行う地域> おおやま たい 大山/田井 なりう のはら 成生/野原	538	447

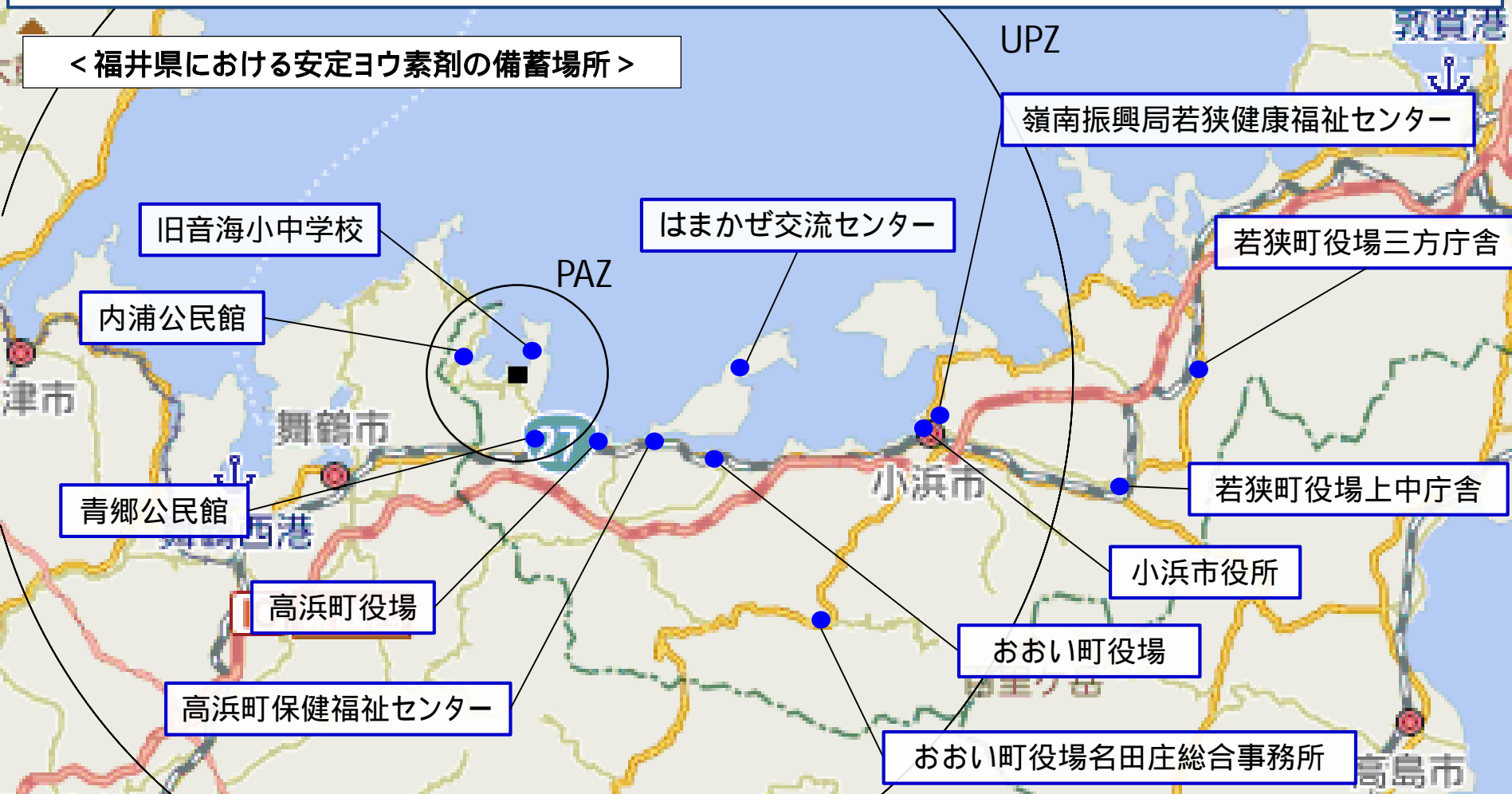
対象住民数
 福井県：平成27年10月現在
 京都府：【PAZ】平成26年12月現在
 【PAZ圏に準じた避難を行う地域】平成27年8月
 (田井は9月)現在

配布者数
 福井県：平成27年10月現在
 京都府：【PAZ】平成27年2月現在
 【PAZ圏に準じた避難を行う地域】平成27年9月現在

福井県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、福井県は計14箇所施設の合計379,000丸の丸剤と6,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。

<福井県における安定ヨウ素剤の備蓄場所>



上記12箇所その他、嶺南振興局二州健康福祉センター(敦賀市)、丹南健康福祉センター(鯖江市)に備蓄

京都府における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、京都府は計9箇所の施設に合計400,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施予定。

< 京都府における安定ヨウ素剤の備蓄場所 >



福井県及び京都府の避難退域時検査場所の候補地

- 避難退域時検査は府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。
- 高浜地域では舞鶴若狭自動車道や国道27号が両府県の主要な避難経路とされていることから、両府県の住民が確実に避難退域時検査を受けられることができるよう、避難退域時検査場所に避難先説明要員等を配置。



避難退域時検査場所を通過する避難元市町

〇 両府県では緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口等を考慮し、あらかじめ避難元市町と各避難退域時検査場所の紐づけを実施。ただし、緊急時における検査実施場所はOILに基づくUPZ圏内の一時移転等対象地区の範囲や候補地のバックグラウンド値等に基づき設定することとなる。

福井県の避難退域時検査場所候補地

検査場所候補地	避難元市町
きのこの森	高浜町 おい町 小浜市 若狭町
うみんぴあ大飯	
道の駅名田庄	
県若狭合同庁舎	
若狭鯉川海水浴場	
小浜市総合運動場	
若狭町役場上中庁舎	
道の駅若狭熊川宿	
美浜町役場	
敦賀市総合運動公園	
加斗PA	
小浜西IC	
三方五湖PA	
綾部PA(あやべ球場)	
美山長谷運動広場	
計15箇所	

綾部PAを經由

京都府の避難退域時検査場所候補地

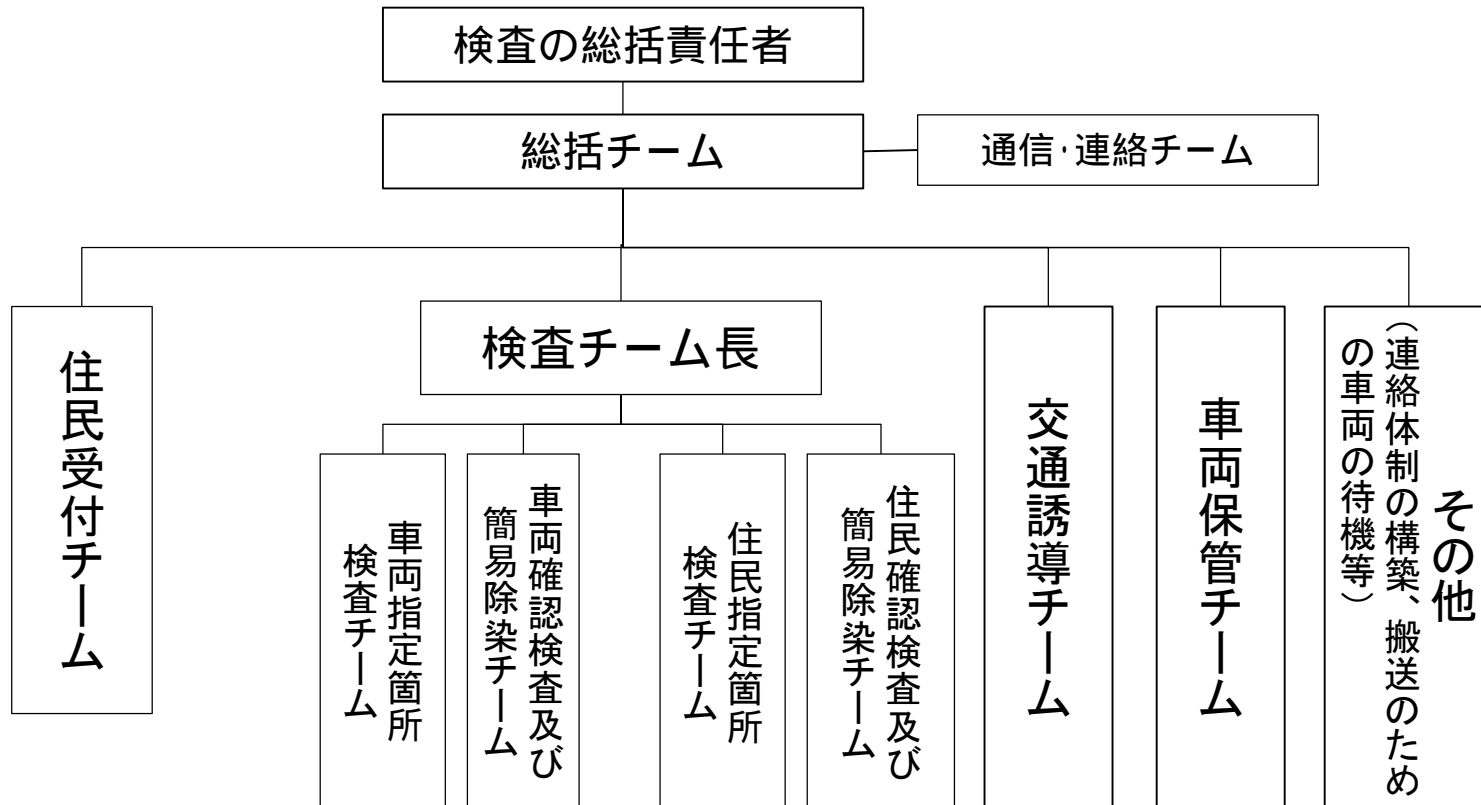
検査場所候補地	避難元市町
綾部市中央公民館	舞鶴市
綾部工業団地・交流プラザ	綾部市
三段池公園	南丹市
長田野体育館	京丹波町
丹波自然運動公園	福知山市
道の駅てんきてんき丹後	宮津市
野田川わーくぱる	伊根町
計7箇所	

京都府「原子力災害に係る広域避難要領(平成27年2月)」に基づく

避難退域時検査場所の運営体制

- 福井県、京都府及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、800人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



携行物品検査を含む

放射線医学総合研究所による協力体制

○ 指定公共機関である放射線医学総合研究所(千葉市)は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFC等に専門家等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療等の原子力災害時医療に関する相談等への指導・助言も実施。

オフサイトセンター
(OFC)



放射線医学総合研究所(千葉市)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



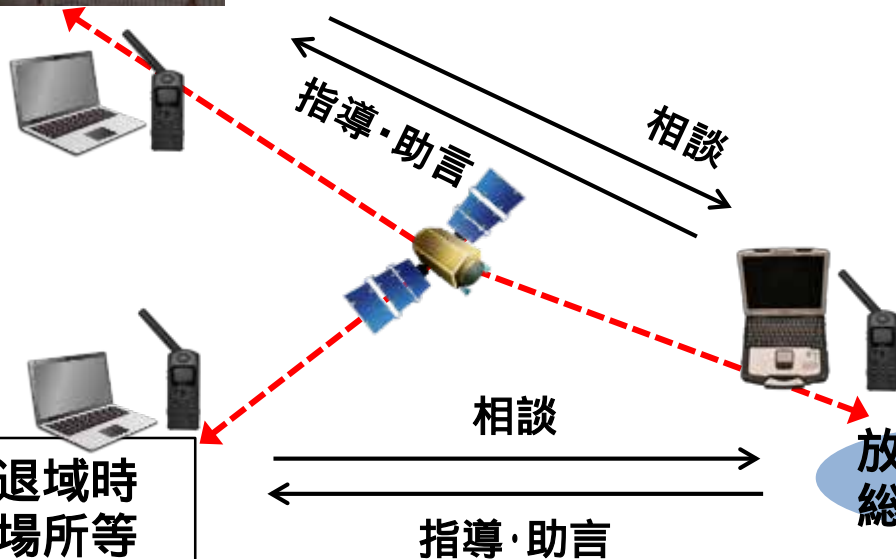
支援車
現場指揮、
資機材・人員搬送



検査・測定車
ミニラボ付き、線量評価測定



大型救急車
患者搬送



2011.03 福島第一原子力発電所の事故時におけるOFC(大熊町)での活動



○ 指定公共機関である日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター(茨城)

日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター
(福井支所)

平成23年東日本大震災時における
日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



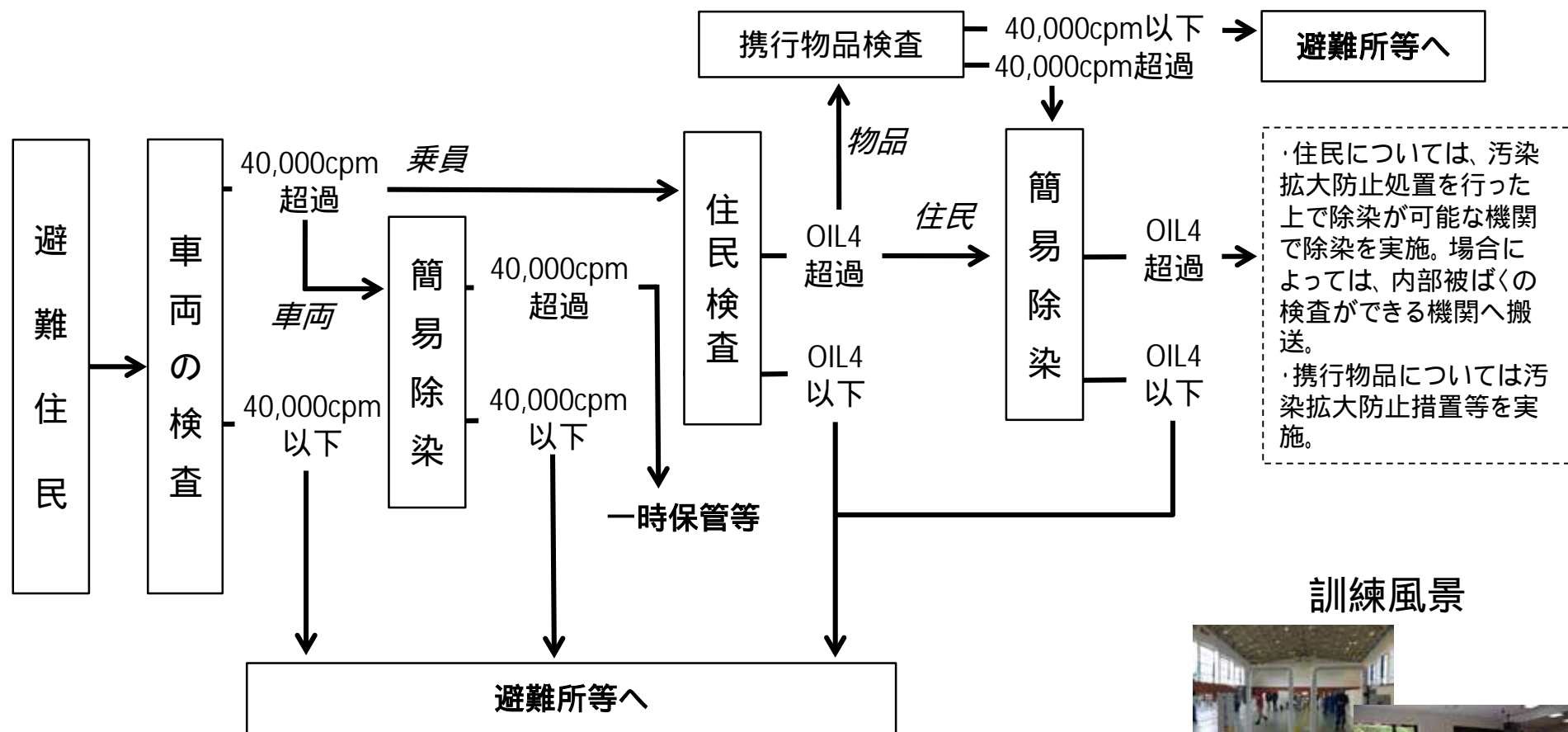
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。

車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

○ 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

避難退域時検査
ふき取り等の簡易な除染

軽度の外傷等の治療
健康相談 等

二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

シャワー等を用いた除染
ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
被ばく患者や傷病者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、
高度被ばく医療支援センター及び原子力
災害医療・総合支援センターへ搬送

消防防災ヘリ等による搬送

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター 【広島大学等で実施】

高度専門的な線量評価
高度な専門的除染 等

高度かつ専門的な被ばく医療等

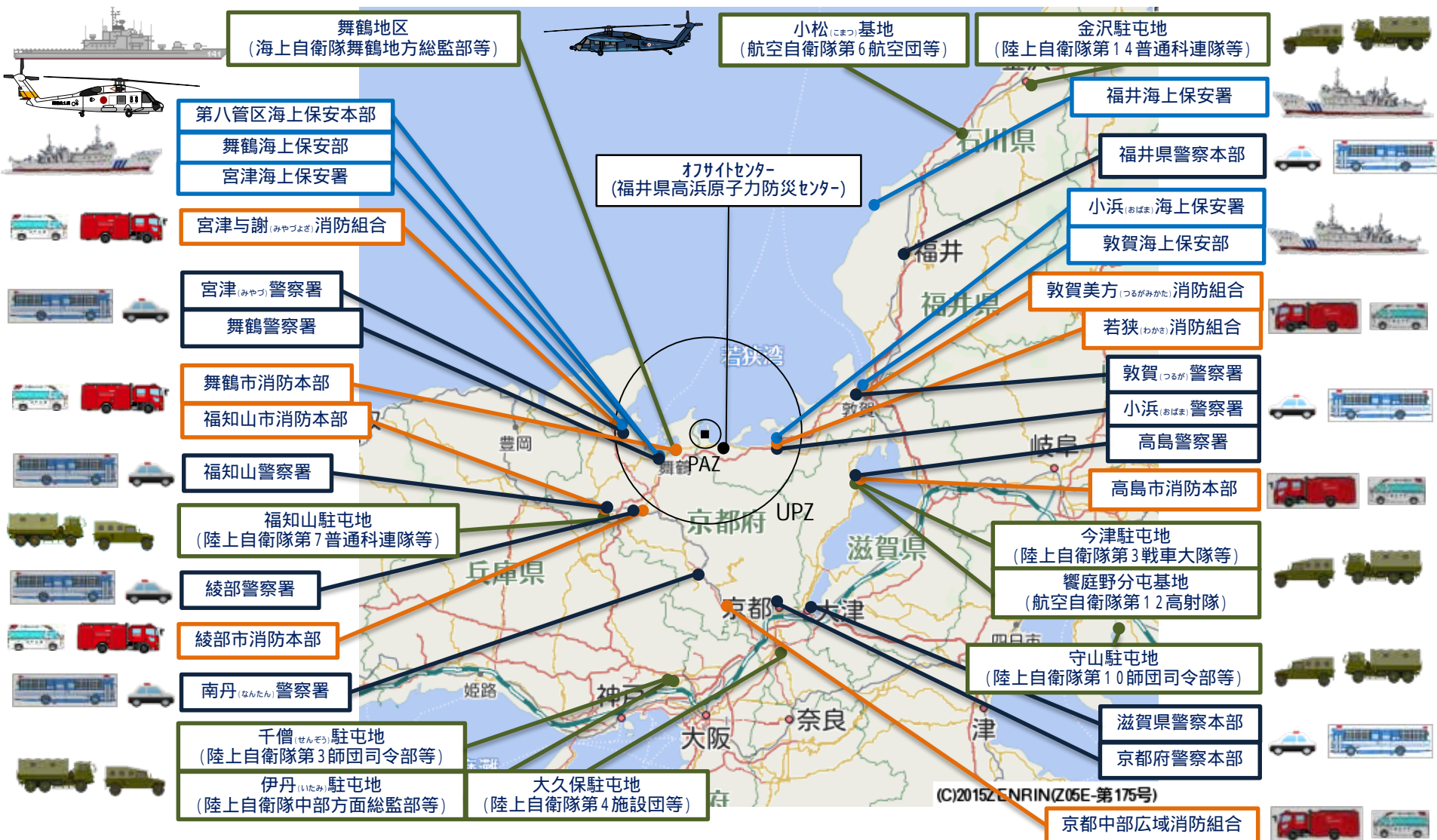


平成27年8月の原子力災害対策指針改正を踏まえ、今後計画的に体制を強化していく。

9 . 国の実動組織の支援体制

高浜地域周辺の主な実動組織の所在状況

○ 不測の事態の場合は、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を必要に応じて実施



高浜地域関係府県、関係市町の地域防災計画を元に策定

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、関係府県、関係市町からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

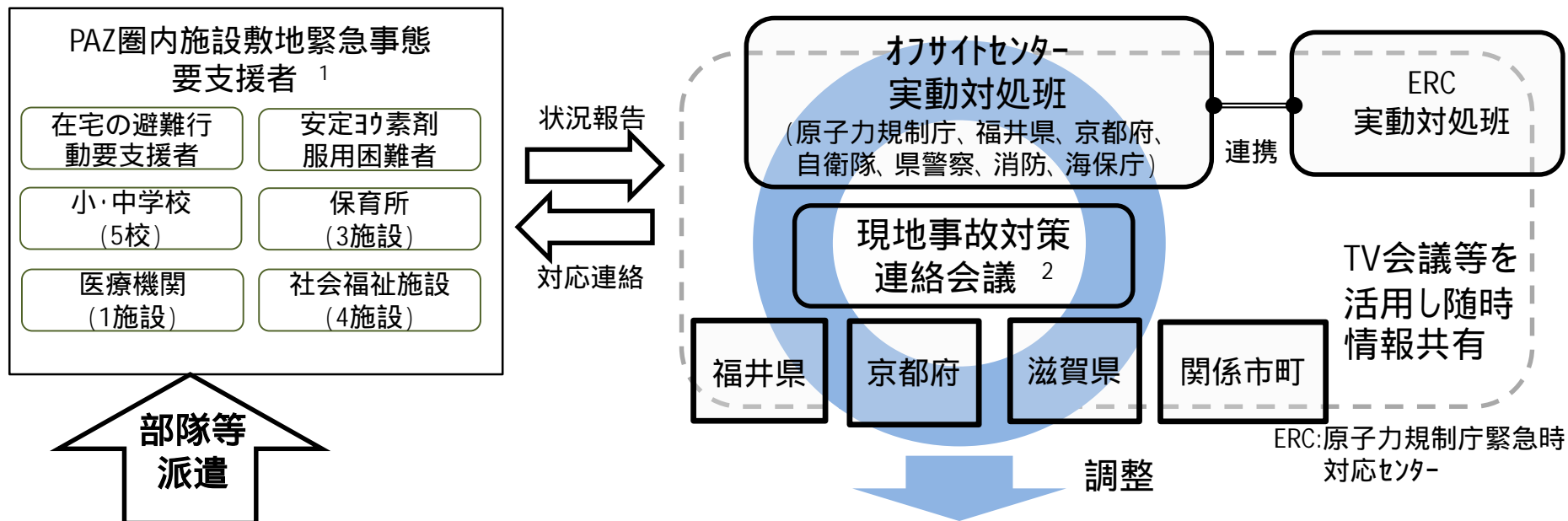
緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援



○ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、地方公共団体に避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター-実動対処班を設置(対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ)。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

オフサイトセンター-実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施
 → 不測の事態における福井県、京都府、滋賀県、関係市町からの各種支援の要請に対し、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)が連携のうえ、迅速な対応体制を構築



<自衛隊>
陸上自衛隊中部方面総監部
海上自衛隊舞鶴地方総監部
航空自衛隊航空総隊司令部

等

<警察>
福井県警察
京都府警察
滋賀県警察
中部管区警察局

等

<消防>
若狭消防組合
舞鶴市消防本部
その他関係市町管轄消防機関

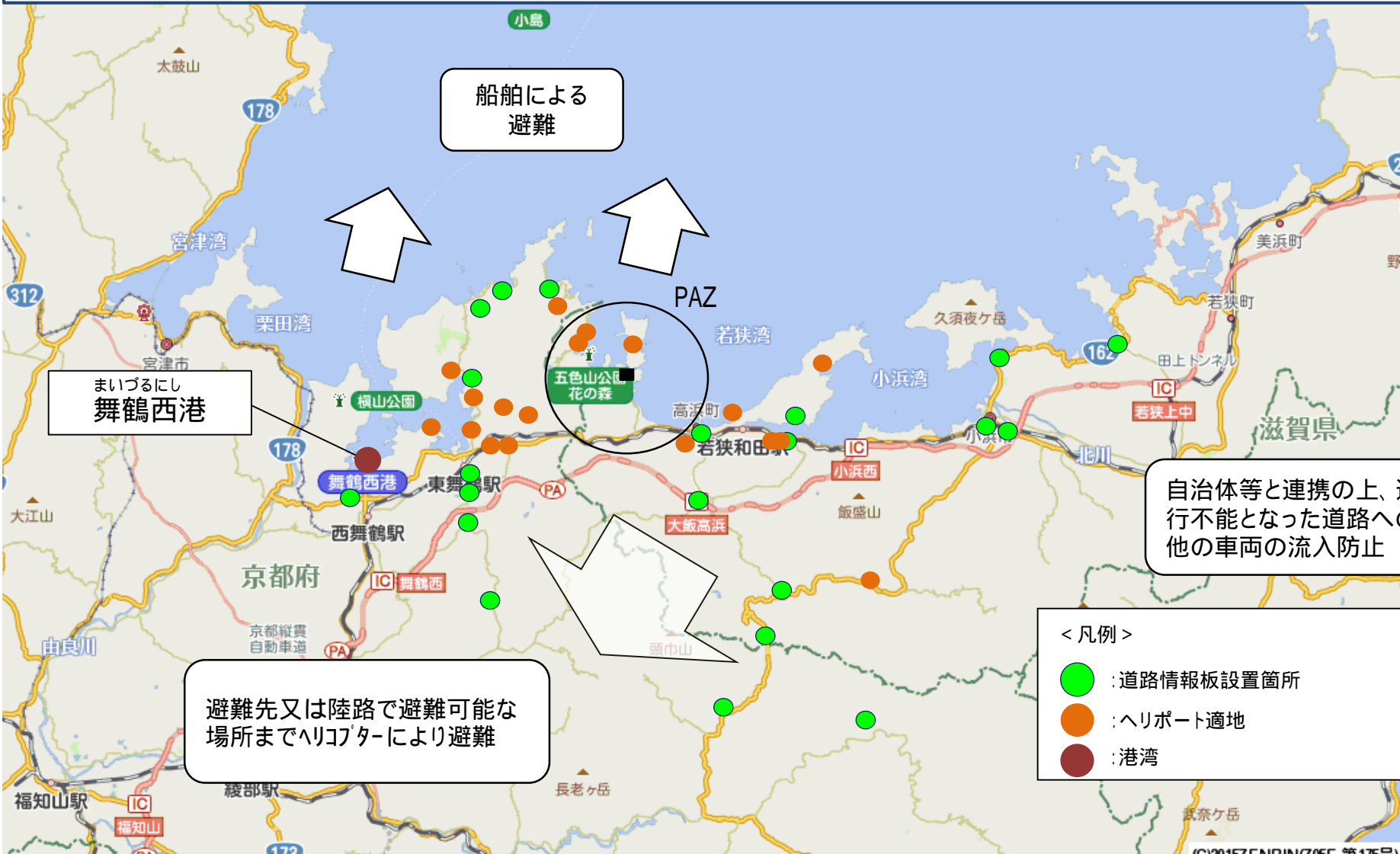
<海保庁>
敦賀海上保安部
舞鶴海上保安部
第八管区海上保安本部

1 全面緊急事態においては、PAZ圏内の一般住民、OILによる防護措置実施時にはUPZ圏内のうち対象地域の住民等を対象

2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

○ 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、関係府県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を必要に応じて実施(放射性物質の放出量が少ないケースについては、無理な避難を行わず、自宅等への屋内退避も活用)。



自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

- < 凡例 >
- : 道路情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地
 - : 港湾

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

船舶による避難

まいづるにし
舞鶴西港

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

○ 福井県、京都府、滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時のスクリーニング及び除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓開作業



警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等



消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達



海上保安庁

- 巡視船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 漁船等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動

